日本工業標準調査会 標準部会 第２１回労働安全用具技術専門委員会　議事録

１．日時：平成２０年１２月2日（火）　１５：００～１７：３０
２．場所：経済産業省　別館５Ｆ　５２６共用会議室
３．議題：
（１）前回議事録の確認
（２）日本工業標準制定案の審議
①JIS T8125-2　手持ちチェーンソー使用者のための防護服
　ー第２部：脚部防護服の試験方法及び要求性能
②JIS T8125-3　手持ちチェーンソー使用者のための防護服
　ー第３部：履物試験方法
③JIS T8024　熱及び火炎に対する防護服
　ー火炎及び放射熱暴露時熱伝達性測定方法
（３）日本工業規格改正案の審議
①JIS T8157　電動ファン付き呼吸用保護具
②JIS T8201　酸素計
（４）その他

４．出席者
（委員会長）　吉識 晴夫　帝京平成大学　現代ライフ学部情報サイエンス学科教授
（ 委　員 ）　芦谷 彰克　社団法人日本消費生活アドバイザーコンサルタント協会　常任顧問
市川 健二　社団法人産業安全技術協会　機械器具試験部理事・部長
小川 孝裕　財団法人日本防炎協会　理事兼技術部長
笠井 一治　日本安全靴工業会
竹内 宣博　株式会社千代田テクノル　営業推進本部長（代理：阿部正明）
谷澤 和彦　日本安全帽工業会　理事長
利岡 信和　社団法人日本保安用品協会　副会長（代理：桑貝毅）
西本 右子　神奈川大学　理学部化学科准教授
能見 和司　電気事業連合会　工務部長（代理：上江洲幹）
半田 有道　厚生労働省労働基準局労働衛生課　環境改善室長（代理：杉山、岩澤）
明星 敏彦　学校法人産業医科大学産業生態科学研究所　准教授
森　正晴　エア・ウォーター防災株式会社　呼吸器事業部長
山崎 弘志　建設業労働災害防止協会　技術管理部
山本 為信　山本光学株式会社　代表取締役社長
吉田 孝一　社団法人日本電機工業会　標準業務課長
村井　陸　財団法人日本規格協会　規格開発部規格審査課
（ 関係者 ）　川島 祥三　原案作成委員会委員長
中村 英夫　原案作成委員会幹事
箭内 英治　原案作成委員会委員長
松村 芳美　原案作成委員会委員長

山田比路史 原案作成委員会幹事
小山 純二　原案作成委員会委員
角田　脩　 社団法人日本保安用品協会　技術主管
白井 靖久　社団法人日本保安用品協会　技術主査
澤野 倫宣　社団法人日本保安用品協会　技術主査
高田 直幸　山本光学株式会社　PPE 事業部次長
鈴木 裕生 アゼアス株式会社　代表取締役社長
蛭間　功　 財団法人日本規格協会　規格開発部　規格第二課

（傍聴者）　－

（事務局）　相澤 幸一　経済産業省　産業技術環境局　環境生活標準化推進室長
荒井　淳　 経済産業省　産業技術環境局　環境生活標準化推進室　課長補佐
小倉　悟　 経済産業省　産業技術環境局　環境生活標準化推進室　課長補佐
池川 澄夫　経済産業省　産業技術環境局　基準認証政策課　課長補佐
村山あゆみ 経済産業省　産業技術環境局　環境生活標準化推進室

5．議事

（1）前回議事録の確認

資料１の議事録（案）について、異議なく確認された。

（2）日本工業標準制定案の審議

①JIS T8125-2　手持ちチェーンソー使用者のための防護服
－第２部：脚部防護服の試験方法及び要求性能

資料２に基づき、改正原案作成者から説明が行われた後審議を行い、一部表現を見直すこととして承認された。

（修正１）「3.3 防護範囲　防護材料で覆われている防護服の領域。」を「3.3　防護範囲　防護材料で覆う衣服の範囲　注記 3.4 の防護領域と一致しているか、又はそれより広い範囲を含む。」に修正する。

（修正２）「3.4　防護領域　防護を要求される領域」を「3.4　防護領域　防護服のタイプで必要とされる特定の防護範囲。」に修正する。

（修正３）「図３－規定防護領域、タイプC」を「図３－防護領域、タイプC」に修正する。

（修正４）「１１　表示　f）製造日（年及び月）又はその略号」を「f) 製造年月又はその略号」に修正する

②JIS T8125-3　手持ちチェーンソー使用者のための防護服
－第３部：履物試験方法

資料３に基づき、改正原案作成者から説明が行われた後審議を行い、一部表現を見直すこととして承認された。

（修正１）「１　適用範囲　注記１　（例えば、ゲートルなど。）」を「（例えば、脚半など。）に修正する。
（修正２） 2 引用規格　ISO 17249：2004　に、「注記　防護範囲についてだけの引用であり、この規格（ISO 17249：2004）で規定する安全性レベルを適用するものではない。」を追記する。
（修正３）「5.2　手順　また、防護範囲は、ISO 17249：2004 の図１を参照する（図JA.1 参照）。」を「また、防護材料が、ISO 17249：2004 の図１に示す防護範囲を満たしていることを確認する（附属書 JA の図 JA.1 参照）。」に修正する。
（修正４）「6.1.2.1　必要な位置で履物を保持できる履物取付具　ベースには、履物を固定するための穴（ボルト用）及び道具が付いている場合がある。これらの道具は、履物のチェーンソー防護材料を妨害してはならない。」を「ベースに履物を固定するための穴（ボルト用）及び取付具が付いている場合には、これらが切断試験を妨害しないようにする。」に修正する。
（修正５）6.2.1　概要「b)　―先しんの左側（ポジション４）（金属製でない先しんをもつ履物に限る）」を「b」　―先しんの左側（ポジション４）（先しんを持つ履物に限る）」に修正する。
　また、「金属製でない先しんをもつ履物については、それぞれ全試験についてどのサンプルにも１回だけ切断を行って合計六つの切断又は八つの切断を行うのが望ましい。」を「それぞれ全試験についてどのサンプルにも１回だけ切断を行って合計六つの切断（先しんのないもの）又は八つの切断（先しんのあるもの 6.2.5 参照）を行う。」に変更する。
（修正６）6.2.2　つま革部の切断　「c)…乾燥エンドウ豆又は乾燥大豆（6.1.3）を履物の中に注入する。エンドウ豆又は大豆は、粒状鉛の袋とともに…」を「…注入する。次に、粒状鉛の袋を詰めて、エンドウ豆又は大豆が、粒状鉛の袋とともに動かないようにする（6.1.3）。」に修正する。
（修正７）「6.2.5　金属製以外の先しんの付いた履物に対する追加の切断　金属製以外の先しんの付いた履物の場合、先しんがチェーンソーによる切断に耐えられることを確認するために追加の切断を行う。」のタイトル及び本文最初の「金属製以外の」を削除する。

③JIS T8024　　熱及び火炎に対する防護服
―火炎及び放射熱暴露時熱伝達性測定方法

資料４に基づき、改正原案作成者から説明が行われた後審議を行い、資料４の再修正点を明確にした上で、後日書面又は対面にて再審議を行うこととなった。

（修正１）序文　注記１の表現を変更する。
（修正２）附属書（A）の取り扱いを変更する。
（修正３）附属書（B）B.1　の銅熱量計の校正式の修正。
※その他の修正部分も含め、次回審議の際、正誤表を作成して審議する。

（3）日本工業規格改正案の審議

①JIS T8157　　電動ファン付き呼吸用保護具

資料５に基づき、改正原案作成者から説明が行われた後審議を行い、一部表現を見直すこととして承認された。

（修正１）１　適用範囲　「なお、この規格に定める PAPR は、酸素欠乏環境では使用できない。」を「なお、この規格に定める PAPR は、酸素欠乏環境及び爆発の危険性のある環境では使用できない。」に修正し、適用範囲の最後に、「また、電気機械器具として防ばく構造であることを証明された PAPR は、爆発の危険性のある環境でも使用することができる。」を追加する。

（修正２）8.2.1　試験の概要　「PAPR に取り付けられているフィルタ」を「PAPR に取り付けるフィルタ」に修正する。

（修正３)8.2.2.3　試験流量　「ただし、複数のフィルタが取り付けられている PAPR のフィルタを試料とする場合は、」を「ただし、複数のフィルタを取り付ける PAPR のフィルタを試料とする場合は、」に、「表８の該当する流量を PAPR に取り付けられている」を「表８の該当する流量を PAPR に取り付ける」に修正する。

（修正４）8.2.2.4　（修正３）と同様に「複数のフィルタが取り付けられている」を「複数のフィルタを取り付ける」に、「試験粒子供給量を PAPR に取り付けられている」を「試験粒子供給量を PAPR に取り付ける」に修正する。

（修正５）１１　取扱説明書　に「電源が切れた時点で、呼吸保護の機能が失われることに注意する（フード又はフェイスシールドをもつ標準形 PAPR の場合)」を e)に追加する。それにより、既存の e)〜n)の項を一つずつ繰り下げる（f)〜o)となる。)。

②JIS T8201　　酸素計

資料６に基づき、改正原案作成者から説明が行われた後審議を行い、指摘事項について原案作成委員会にて再度審議を行うこととし、その結果を当委員会にて後日再審議することとなった。

（指摘事項１）１　適用範囲　「使用温度範囲が 0℃〜40℃」の記載についての検討。

（指摘事項２）6.8 温度試験の温度範囲についての検討。

（指摘事項３）指摘事項１，２を含めた温度範囲に関する問題についてどのように対応するか、原案作成委員会において再度審議を行い、その結果を次回以降の委員会で再審議する事とする。

（4）その他

事務局から、次回以降の委員会において 2009 年度アクションプランの審議をお願いする予定であり、今後の審議案件と今回の持越案件の改正原案作成者からの提出状況によって対面若しくは書面で委員会を開催する旨を伝えた。

日程については、後日調整する事となった。　　　　　　　　　　　　以上